

様式第1号

旧にしね保育所改修及び駐車場整備工事 条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、旧にしね保育所改修及び駐車場整備工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和7年10月14日

寒河江市長 齋藤真朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名 旧にしね保育所改修及び駐車場整備工事

(2) 工事の場所 寒河江市大字西根地内

(3) 工事の種類 建築一式工事

(4) 工事の概要 ①旧にしね保育所改修工事

○建築工事

直接仮設・解体工事、基礎工事、木工事、屋根・外壁工事、建具工事、左官・タイル工事、塗装工事、内外装工事、家具ユニット工事、雑工事 一式

○機械設備工事

衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、換気設備工事、給油設備工事 一式

○電気設備工事

撤去工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、幹線設備工事、消防設備工事、弱電設備工事 一式

②駐車場整備工事

○地盤改良工事 一式

○舗装工事

アスファルト舗装 A-5-15 1, 650 m²

浸透側溝（落蓋式） L=55m

(5) 工期 契約の効力の発生する日の翌日から令和8年2月27日まで

2 入札の場所及び入札日時

(1) 入札場所 寒河江市総合福祉保健センター（ハートフルセンター）1階会議室

(2) 入札日時 令和7年10月24日（金）午前10時00分

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に

該当しないこと。

- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する一般又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。
 - ① 1級建築士もしくは1級建築施工管理技士又は2級建築士もしくは2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあっては、監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (5) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 建築一式工事において、AまたはBの等級に格付けされていること。
- (7) 寒河江市に本社（建設業法第7条第1号による経営業務の管理責任者を置く営業所）を有する者であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

寒河江市中央二丁目2番1号 寒河江市子育て推進課 こども支援係

電話番号 0237-85-0907

5 入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和7年10月14日から令和7年10月20日まで（市の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあっては午後4時）まで
- (3) 受付場所 寒河江市子育て推進課 こども支援係

6 入札保証金及び契約保証金等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 低入札調査基準価格を設定する。
- (3) 積算内訳書の提出を要する。
- (4) 詳細については、入札説明書による。